

収 入

印 紙

売 買 契 約 書 (案)

京都府（以下「甲」という。）と（採用決定後記入）（以下「乙」という。）とは、次の条項により京都府立農芸高等学校農業機器の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買
い受けるものとする。

機器名称	型式	製造会社	数量	単位
バックホー	PC27MR-1	コマツ	1	台
チップシュレッダー	SR100K	ゼノア	1	台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（採用決定後記入）円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 （採用決定後記入）円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、当該納入通知書に定める納入期限までに納入しなければならない。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了し、物品を引き渡したときに移転するものとする。

2 甲は、売買代金の支払いが完了した後、甲の指定する場所において物品の引渡しを行うものとする。

3 引渡期間は令和6年9月10日から令和6年11月11日までとする。

4 乙は、物品の引渡し後、速やかに甲に受領書を提出するものとする。

（遅延利息）

第7条 乙は、第5条に定める期限内に売買代金を納付しなかったときは、その期限の翌日から売買代金を納付する日までの日数に応じ、売買代金に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、当該期限内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（実地調査等）

第8条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（義務違反による違約金）

第9条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

（危険負担）

第10条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

（かし担保）

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件が適正に動作しないことを発見した場合においても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法第2条に規定する消費者であるときは、この限りでない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、乙が第5条の期限を経過しても売買代金を支払わないときは、この契約を解除することができる。
- （契約解除による違約金）
- 第13条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、売買代金の100分の5相当の違約金を甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。
- （損害賠償）
- 第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （期限の利益の喪失）
- 第14条の2 第13条に該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。
- （相殺予約）
- 第14条の3 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。
- （契約の費用）
- 第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
- （関係法令等の遵守）
- 第16条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。
- （管轄裁判所）
- 第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。
- （疑義の決定等）
- 第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府
住 所 京都府南丹市園部町南大谷
氏 名 京都府立農芸高等学校
校 長 湯川 佳秀



乙 住所

氏名

